

山形県移住世帯向け食の支援事業(県外から本県へ移住された世帯への「米、味噌及び醤油」の提供)について

1. 提供の対象となる世帯

(1) 平成30年3月1日～平成31年2月28日までの期間に県外から県内の市町村に転入すること

※届出日ではなく転入日です。 ※住民票を異動することが必要です。

※県内の御家族などの世帯員として転入する場合を含みます。(例:結婚や介護をきっかけとした県内の御家族との同居)

(2) 転入前に次のア～オまでのいずれかの公的相談窓口を利用していること

ア やまがたハッピーライフ情報センター(東京・有楽町)

イ すまいる山形暮らし案内所(山形県庁内)

ウ (公財)やまがた農業支援センター(山形市緑町)

エ 山形県Uターン情報センター(東京・平河町)

オ 移住先の市町村の移住、新規就農、Uターン就職に関する相談窓口

※「窓口を利用していること」には、県等が主催又は関与した移住セミナーや移住体験ツアー等への参加も該当します。

(3) 世帯主が会社等の転勤や進学による異動でないこと

※上記の要件に加え、提供実施市町村で独自の要件を設定している場合がありますので、下記6の「お問い合わせ先」に記載の窓口等へお問い合わせください。

2. 提供内容

(1) 米(山形県産米)60kg/世帯

「はえぬき」又は「つや姫」(銘柄は、あらかじめ提供実施市町村が指定します。)

(2) 味噌及び醤油(味噌)3kg/世帯(醤油)3ℓ/世帯

山形県醤油味噌工業協同組合が指定する製品

3. 提供を受けるための手続き

以下の書類を、提供実施市町村の移住交流担当課(下記5の表を参照)に提出してください。

①平成30年度山形県移住世帯向け食の支援事業 支給申請書

②住民票の写し(※1)

③その他市町村長が必要と認める書類(※1)

④県関係の公的相談窓口(上記1(2)ア～エ)で発行した「事業紹介チラシ」(※2)

※1 ②については省略できる場合があります。③の書類の必要の有無も含め、支給申請書の提出前に申請先の市町村にお問い合わせください。

※2 ④については、山形県の受付印等が押印されたものに限りします。

4. 支給申請書様式の入手方法

山形県市町村課（すまいる山形暮らし案内所）、やまがたハッピーライフ情報センター及び提供実施市町村の移住交流担当課に用紙を備え付けるほか、この資料の下部にも掲載します。

5. 米等の提供を実施する市町村

この事業の実施主体は各市町村になります。

現在、各市町村において申請受付の準備等の手続きを進めているところです。

支給申請書を受け付ける準備が整った市町村について、随時、以下に掲載してまいりますので、御確認のうえ手続き等を行ってください。

市町村名	窓口（移住交流担当課）	電話番号	申請受付の状況

6. 当事業に関するお問い合わせ先

- すまいる山形暮らし案内所（県庁6階・市町村課内） TEL 023-630-3083
- やまがたハッピーライフ情報センター（東京・有楽町） TEL03-6269-9533
- 提供を実施する市町村の移住交流担当課（上記5をご覧ください。）

平成30年度山形県移住世帯向け食の支援事業
支給申請書

市町村長 様

申請者氏名

印

米、味噌、醤油の支給を受けたいので下記により申請します。

氏名	フリガナ		生年月日	昭和・平成____年 ____月____日生 (歳)	
住所	(〒 -)			電話 () -	
前住所	(〒 -)				
転入日			世帯人数	人	
世帯構成	続柄	氏名 (年齢)		続柄	氏名 (年齢)
		(歳)			(歳)
		(歳)			(歳)
		(歳)			(歳)
勤務先	(勤務先名) (住所)				
転入(移住)理由					
利用した公的相談窓口等 (移住、新規就農、Uターン就職)					
公的相談窓口等(移住、新規就農、Uターン就職)への相談の時期、内容等					
(備考)					
<p>チェック欄</p> <p><input type="checkbox"/> 公的相談窓口等(移住、新規就農、Uターン就職)の利用に関し、必要に応じて、庁内の関係部局、県や関係機関の相談窓口等に、上記記載内容について確認することに同意します。</p>					